十勝地域公共交通計画

令和 5(2023)年 6 月 北海道十勝地域公共交通計画推進協議会

<本計画の構成>

①章 はじめに

- □ 本計画の策定趣旨や目的、計画の対象とする区域・期間・路 線について示します。
- 口 また、本計画の位置づけを整理し、整合及び連携を図るべき 上位計画や関連計画について示します。

②章 地域の現状と課題

- ロ 十勝地域の公共交通が目指すべき方向性を検討するための エビデンス(根拠)として、地域の人口動態や移動ニーズ、公 共交通の運行実態や利用実態を示します。
- □ また、地域の現状を踏まえて、地域の公共交通に関する課題 を整理します。

③章 計画の理念・方針・施策

- □ 2章で示した現状と課題に基づいて、本計画の理念と方針を 示します。
- ロ また、その理念の実現に向けて実施すべき施策メニューを設定 し、その計画的実施に必要な数値目標や評価体制について示 します。

*巻末資料

ロ 十勝地域公共交通計画推進協議会の規約・要綱等について 示します。

目次

1章 はじぬ	かに	
1.1 計画第	策定の目的	2
1.2 計画(の区域	2
1.3 計画	の期間	2
1.4 計画(の対象路線	3
1.4.1	対象路線の考え方	3
1.4.2	本計画の対象路線	4
1.5 計画の	の位置づけ	7
1.5.1	本計画の位置づけ	7
1.5.2	本計画の上位計画等の概要	8
1.5.3	本計画の関連計画	12
2章 地域	の現状と課題	19
2.1 十勝均	地域について	20
2.1.1	十勝地域の概要	20
2.1.2	管内の市町村の概要	25
2.1.3	人口推移等	31
2.1.4	人口分布	34
2.1.5	施設立地状況	37
2.1.6	人の動き(通勤・通学・運転免許・観光)	42
2.2 十勝均	地域の公共交通の現状について	47
2.2.1	公共交通の運行状況・利用状況	47
2.2.2	JR 乗降調査	59
2.2.3	路線バス OD 調査	63
2.2.4	域内住民のバス利用ニーズ	66
2.2.5	旅行者の移動ニーズ	68
2.2.6	計画の対象路線(路線バス)の収支状況等	70
2.2.7	運転手の在籍状況	74
2.3 十勝均	地域の公共交通の課題について	75
2.3.1	現状や問題点のまとめ	75
2.3.2	地域の公共交通の課題	
2.4 個別(の対象路線の役割と課題	77
2.4.1	エリア区分と対象路線	77
2.4.2	第 1 分科会の対象路線	79
2.4.3	第2分科会の対象路線	83
2.4.4	第3分科会の対象路線	86
2.4.5	第 4 分科会の対象路線	88
2.4.6	第 5 分科会の対象路線	90
2.4.7	その他の対象路線	91
3章 計画	[の理念·方針·施策	92
3.1 本計[画の基本理念	93

3.1.1	本計画の基本理念	
3.1.2	本計画の基本方針	94
3.2 施策メ	ニュー	98
3.2.1	基本施策について	98
3.2.2	基本施策と事業の内容	100
3.2.3	施策の検討・推進体制	105
3.3 数值目	標と評価方法	106
3.3.1	評価指標及び数値目標	
3.3.2	数値目標の測定方法	
3.4 実施体	制	108
3.4.1	計画推進状況の評価実施体制、評価、検証	108
3.4.2	評価・検証に向けた PDCA サイクルの構築	
3.4.3	今後の協議会の開催スケジュール(案)	110
巻末資料	4	111

1章 はじめに

- 1.1 計画策定の目的
- 1.2 計画の区域
- 1.3 計画の期間
- 1.4 計画の対象路線
- 1.5 計画の位置づけ

1.1 計画策定の目的

十勝地域は、北海道の中央南東寄りに位置しており、中核都市である帯広市を含めて、1 市 16 町 2 村から構成されます。圏域の総人口は、令和 2 (2020) 年現在で 332,648 人 (北海道の 1/16)、総面積は 10,831km² (同 1/8) となっています。基幹産業は、酪農や畑作などの第一次産業となっており、魅力的な観光資源も多数有していることから、日本有数の『生産空間*』と言えます。

当地域の生活を支えていく上では、中核都市である帯広市、各町村の市街地、生産空間からなる階層的な圏域の形成、そしてそれらを繋ぐ交通ネットワークの維持・確保が必要不可欠と言えます。本計画は、この地域交通のうち管内の複数の市町村に跨って運行している「広域交通」を対象に、それらの利便性向上・持続性確保を図ることを目的として、現状と課題、今後のサービスの在り方等について整理します。

以上を踏まえ、当地域の豊かな生活を支える地域公共交通の在り方を示す指針、すなわち、 【地域公共交通のマスタープラン】として、本計画を策定します。

※生産空間:「生産空間」とは、農林水産・観光に関わる場のことで、北海道総合開発計画(第 8 期)に位置づけられた新たな概念です。北海道において、農業・漁業の生産は主に地方部で行われ、また、観光資源・地域資源も地方部に広く分布しています。

1.2 計画の区域

- 図本計画が対象とする区域は【十勝総合振興局管内全域】とします。
- 図 本計画に含む市町村は【十勝管内の全 19 市町村】となります。

1.3 計画の期間

図 本計画の期間は【令和 5 (2023) 年度~令和 9 (2027) 年度】とします。

1.4 計画の対象路線

1.4.1 対象路線の考え方

- 図 北海道の公共交通に関する上位計画である「北海道交通政策総合指針」では、交通ネットワークを「**幹線交通/広域交通/生活圏交通」**の3つに大別しています。これは、大きな木に例えるとそれぞれ「幹」「枝」「葉」となり人々の移動を階層的に支えています。
- ☑ 十勝管内においては、これらの交通はそれぞれ次の交通が該当します。

▶幹線交通:航空便、JR 石勝線・根室本線、都市間バス、空港連絡バス

▶広域交通: JR 根室本線、都市間バス(幹線交通を除く)、路線バス(地域間幹線系統/広域生活交通路線)

▶生活圏交通:路線バス(広域ではないもの)、コミュニティバス、タクシー

☑ 上記 3 区分のうち、「広域交通」は路線が複数市町村を跨ぐことから、関係者が連携して検討を 進めることが重要であるため、本計画の対象路線に位置づけます。



幹線交通

中核都市間等を結ぶ 本道の骨格となるネットワーク

広域交通

中核都市や地域中心都市と 周辺市町村などを結ぶネットワーク

生活圏交通

単一市町村・周辺エリアでの日常生活に 密接したネットワーク

※地域間幹線系統:複数の市町村を運行し、計画運行回数3回以上、輸送量15~150人等の条

件を満たし、国の地域公共交通確保維持改善事業の補助を活用するバス路線。

※広域生活交通路線:複数の市町村を運行し、計画運行回数 2 回以上、輸送量 10~150 人等の条

件を満たし、北海道の広域生活交通路線補助を活用するバス路線等。(※単一市町村内を運行し、計画運行回数3回以上の路線も補助対象となる場合がありますが、本計画では広域交通の観点から前述要件を満たすものを対象としています)

1.4.2 本計画の対象路線

(1) 計画の対象とする路線

- 図 前述のとおり、本計画の対象路線は、中核都市(帯広市)と周辺町村(18 町村)を結ぶネットワークである「広域交通」とします。
- 図 以下に、本計画の対象とする路線を示します。また、北海道十勝地域公共交通計画推進協議 会の区分に従い、各対象路線が該当する分科会(地域区分)を示します。
- 図「16 陸別線」は、北見市〜置戸町〜陸別町を運行するオホーツク地域の広域交通ですが、運行経路の一部が本計画の対象区域に属するため、本計画においても対象路線に位置付けています。ただし、路線の維持方針や施策等については、「北海道オホーツク地域等公共交通計画」に記載するものとします。

■計画の対象路線

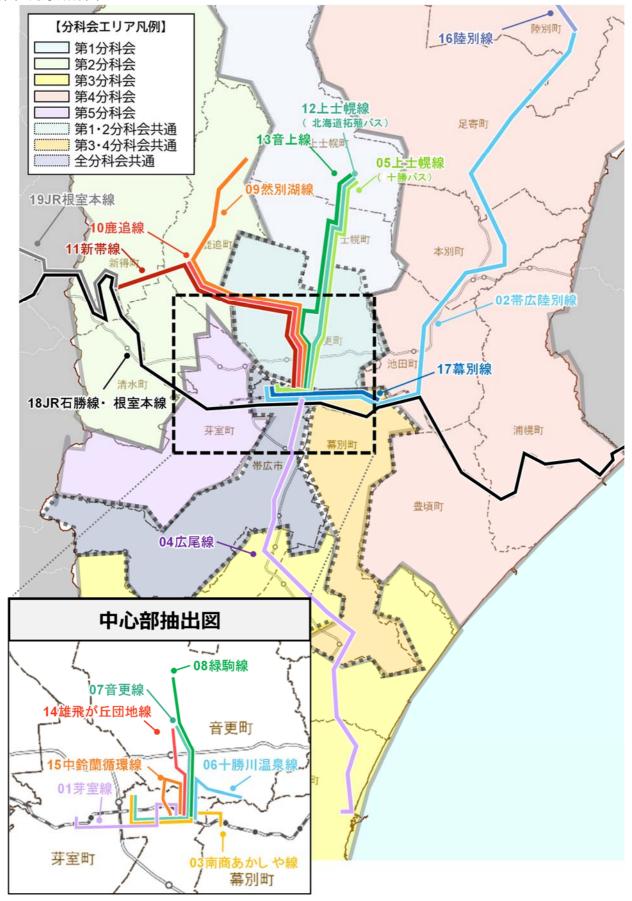
路線区分		対象路線		
	1	芽室線	9	然別湖線
	2	帯広陸別線	10	鹿追線
	3	南商あかしや線	11	新帯線
1 ①地域間幹線系統(路線バス)	4	広尾線	12	上士幌線(北海道拓殖バス)
(上) 也以间界积水积。(旧水八八)	5	上士幌線(十勝バス)	13	音上線
	6	十勝川温泉線	14	雄飛が丘団地線
	7	音更線	15	中鈴蘭循環線
	8	緑駒線	16	陸別線
②広域生活交通路線(路線バス)	17	幕別線		
③鉄道		JR 石勝線·根室本線(南千歳	駅~【新得駅~厚内駅】~釧路駅)
		JR 根室本線(滝川駅~【新得駅】)		

※管内駅のみ【】内に表示

■計画の対象路線の分科会区分

分科会区分	対象路線の番号	分科会の構成市町村(対象路線の運行区域)
第1分科会	5.6.7.12.13	帯広市・音更町・士幌町・上士幌町
第2分科会	8.9.10.11.14.15.18.19	帯広市・音更町・鹿追町・新得町・清水町
第3分科会	4	帯広市・中札内村・更別村・幕別町・大樹町・広尾町
第4分科会	2.3.17.18	帯広市・幕別町・池田町・豊頃町・本別町・足寄町・陸別町・浦幌町
第5分科会	1.18	帯広市・芽室町・清水町※オブザーバー
その他	16	北見市・訓子府町・置戸町・陸別町

■計画の対象路線図



※中心部は路線が多数重複していることから短距離の路線などは抽出図を使用して整理しています。

(2) 計画に関連するバス路線

- 図 以下に、本計画に関連する交通を示します。
- 図 なお、生活圏交通であるコミュニティバス等は、市町村が地域の実情に応じて、サービス改善等を 行う必要があるため、各市町村の地域公共交通計画に位置づけます。

■計画に関連するバス路線

路線区分	関連する路線
④空港連絡バス	・帯広空港線(十勝バス) ・帯広空港線(北海道拓殖バス) ・とかちミルキーライナー ・スイーツライナー
⑤都市間バス	・ポテトライナー ・ノースライナー ・高速ひろおサンタ号 ・まりもエクスプレス帯広号 ・ニュースター帯広号

1.5 計画の位置づけ

1.5.1 本計画の位置づけ

- 図 **【上位計画等**】本計画は、国が示す「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」や北海道が示す「北海道交通政策総合指針」等を上位計画等に位置づけて、整合を図りながら推進していきます。
- 図 【**関連計画**】本計画は、「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」等や管内自治体の個別の交通計画を関連計画等に位置づけて、整合を図りながら推進していきます。
- ☑ 上位計画等や関連計画を踏まえて、本計画の位置づけを図示します。

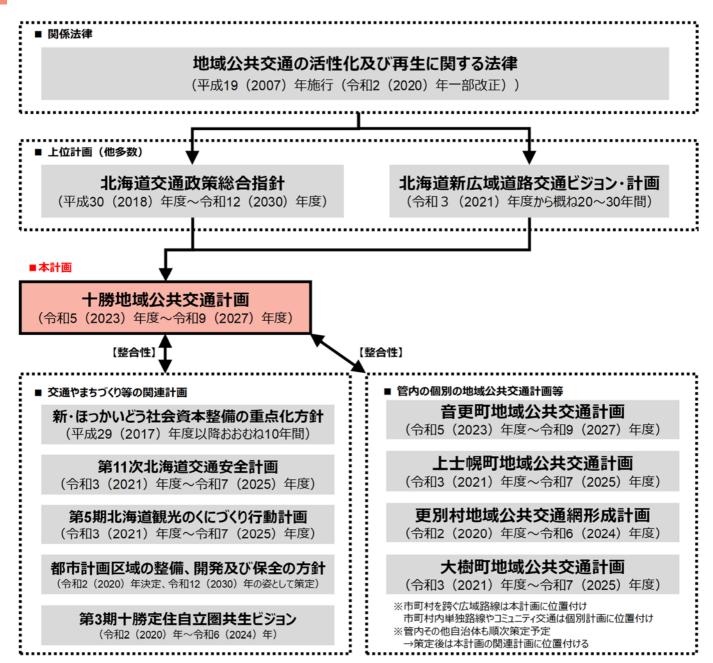


図:本計画の位置づけ

1.5.2 本計画の上位計画等の概要

(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

<u> </u>	
施行年等	平成 19(2007)年施行、令和 2(2020)年改正
	① 地域ごとに、バス・タクシーの労働力確保とサービス維持を図りながら、サービスが不足する地域では、その他の移動手段
基本的	を総動員して移動ニーズに対応
考え方	② その際、MaaS、AI による配車、自動運転などの最新技術を活用して、高齢者や外国人旅行者を含む幅広い利用者
与人刀	に使いやすいサービスの提供を促進
	③ ①と②について、地方公共団体が中心となって取り組める制度を充実・強化
	■地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成
	・地方公共団体による地域公共交通計画(旧:「地域公共交通網形成計画」)の作成を努力義務化
	・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画
	に位置づけ
内 容	・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
	■地域における協議の促進
	・乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国が地方公共団体に通知
	・通知を受けた地方公共団体は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、地域
	の協議会で議論し、国に意見を提出

(2) 第 2 次交通政策基本計画

計画期間	令和 3(2021)年度~令和 7(2025)年度
	我が国が直面する経済社会面の大きな変化に的確に対応し、将来にわたって国民生活の向上と我が国の発展をしっかりと
目的	支えることができる交通体系を構築していくため、交通政策基本法の規定に従い、基本的な方針、施策の目標、政府が総
	合的かつ計画的に行うべき施策等について定めている。
基本的	A.誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保
方針	B.我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化
/ フェロ	C.災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現
	A.誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保
	・「事業者の連携の促進」等による地域の輸送サービスの維持確保
	・公共交通指向型の都市開発(TOD)
	・大都市鉄道等の混雑緩和策の検討(ダイナミックプライシング等)
	・MaaS や更なるバリアフリー化推進
	・多様なモビリティの普及(小型電動モビリティ、電動車いす等)等
	B.我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化
	・公共交通のデジタル化、データオープン化、運輸行政手続のオンライン化
	・物流 DX 実現、労働環境改善等の構造改革、強靭で持続可能な物流ネットワーク構築
新たに取り	・自動運転車の早期実用化、自動運航船、ドローン、空飛ぶクルマ等の実証・検討
組む政策	・陸海空の基幹的な高速交通網の形成・維持
	・インフラシステムの海外展開等
	C.災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現
	・事業者への「運輸防災マネジメント」導入
	・災害時の統括的な交通マネジメント
	・交通インフラのメンテナンスの徹底
	・公共交通機関の衛生対策等への支援
	・「安全運転サポカー」の性能向上・普及
	・働き方改革の推進による人材の確保・育成
	・脱炭素化に向けた取組(港湾・海事・航空分野、物流・人流分野)等

(3) 北海道総合開発計画(第8期)

計画期間	平成 28(2016)年度~令和 7(2025)年度
	【計画の主要施策】
	第1節 人が輝く地域社会の形成
	(1) 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進
	①基礎圏域の形成
	・北海道内の地方部における主として農業・漁業に係る生産の場となる「 生産空間 」
	・一定程度の人口集積が見られ日常生活の拠点的機能を有する地方部の「市街地」
	・医療等でのより高次な都市機能・生活機能を提供する「基礎圏域中心都市」
	②地方部の生産空間 ③地方部の市街地 ④基礎圏域中心都市 ⑤札幌都市圏 ⑥国境周辺地域の振興
	(2) 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進
	・共助社会づくり、「活動人口」の確保・地域づくり人材の発掘・育成
	・北日本や海外との「人の対流」
	(3) 北方領土隣接地域の安定振興 (4) アイヌ文化の振興等
	第2節 世界に目を向けた産業の振興
	(1)農林水産業・食関連産業の振興
	①イノベーションによる農林水産業の振興 ②「食」の高付加価値化と総合拠点づくり
	③「食」の海外展開 ④地域資源を活用した農山漁村の活性化
	(2)世界水準の観光地の形成
	・世界に通用する魅力ある観光地域づくり、観光旅行消費の一層の拡大
	・外国人旅行者の受入環境整備・インバウンド新時代に向けた戦略的取組
	・MICEの誘致・開催促進と外国人ビジネス客等の積極的な取り込み
記載内容	(3)地域の強みを活かした産業の育成
	・北の優位性の活用・地域消費型産業を始めとする地域経済の活性化
	・産業集積の更なる発展・域内投資等の促進
	・ 産業を支える人流・物流ネットワークの整備等 第2第3巻料では待可能も同志の形式
	第3節 強靱で持続可能な国土の形成 (1)恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成
	(1) 恋の豆がは日然に矢工する特別ではな地域社会のが成
	・自然共生社会の形成・循環型社会の形成・低炭素社会の形成
	②環境負荷の少ないエネルギー需給構造の実現
	・再生可能エネルギーの更なる導入に向けた取組
	・暖房用熱源や自動車燃料等北海道の地域特性を踏まえた取組
	(2) 強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成
	①激甚化・多様化する災害への対応
	・「人命を守る」ための体制づくり・冬期災害への対応
	・地震・津波災害、火山噴火等の大規模自然災害への対応
	・気候変動等による水害・土砂災害リスクへの対応
	②我が国全体の国土強靱化への貢献
	・国家的規模の災害時におけるバックアップ拠点機能の確保
	・災害時における食料の安定供給の確保
	③安全・安心な社会基盤の利活用
	・インフラ老朽化対策の推進・交通安全対策の推進
	・強靱な国土づくりを支える人材の育成

(4) 北海道総合計画

計画期間	平成 28(2016)年度~令和 7(2025)年度
	■地域で互いに支え合うまちづくりの推進
	○買い物支援や安否確認のモデルの幅広い発信
	〇日常生活に必要不可欠な生活交通の確保
	○街並み・景観への配慮や脱炭素化、エネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組との連携
	■個性と魅力を活かし様々な連携で進める地域づくり
	○広域連携を支える交通・情報ネットワークの形成
	■連携と交通を支える総合的な交通ネットワークの形成
	○鉄道、航空路、航路といった基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実
記載内容	○高規格道路の整備
	〇高速交通体系の形成促進
	○幹線やラストワンマイルでの共同輸送などの物流効率化の促進
	○交通・物流を担う人材の確保・育成
	○道路網や都市内交通環境の充実
	○国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築
	○感染症対策を取り入れた移動における感染リスクの低減
	〇公共交通機関の安全性や感染症対策の状況を正確に利用者に伝達
	○交通インフラ整備と自動運転やM a a S 等との連動
	○交通事業者をはじめとする幅広い関係者が相互に連携・協力できる環境を整備

(5) 北海道新広域道路交通ビジョン・計画

計画期間	令和 3(2021)年度から概ね 20~30 年間
記載内容	○札幌都心部における交通拠点を整備するとともに、圏域中心都市や地方部の市街地における交通結節機能の強化
	○周遊観光の促進や物流の効率化を図るため、道の駅等を活用した輸送拠点を構築
	○多様なデータの蓄積・活用による道路交通に関連する課題の解消に向けた取組の高度化
	○新たな技術とインフラ整備を連動させた交通マネジメントの高度化

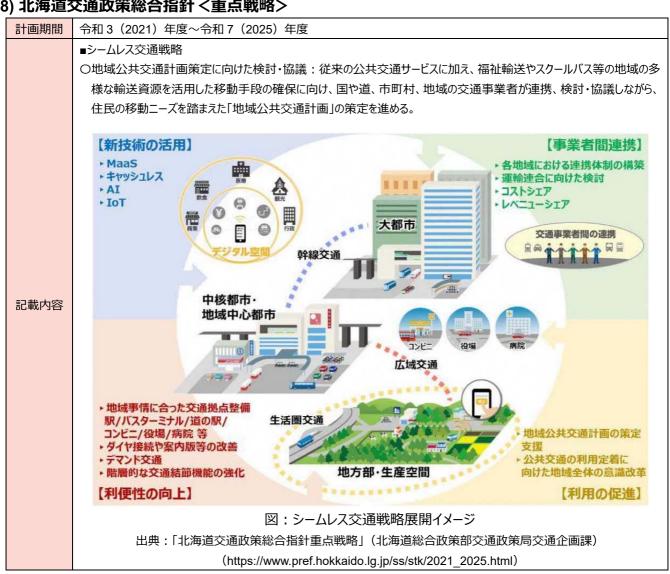
(6) 第 2 期北海道創生総合戦略

計画期間	令和 2 (2020)年度~令和 6 (2024)年度
	■人口減少下においても、幸せに暮らし続けることのできる社会
	○地域を支える持続的な交通ネットワークの構築
主な施策	・地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバス、離島航路・航空路などを維持・確保するため、国や市町村との役
	割分担のもと、必要な支援措置を講ずる。
	・集落の維持・活性化に資するコミュニティバスなど地域の実状に応じた地域交通の確保のための取組を促進する。

(7) 北海道交通政策総合指針

計画期間	平成 30(2018)年度~令和 12(2030)年度
	《2030 年度までの長期的な施策》
	■競争と共生/事業者等の連携による移動円滑化・輸送効率化の促進
	○交通機関相互の連携強化による利便性の高い移動の実現
	・誰もが利用しやすいシームレスで利便性の高い交通ネットワークの実現に向け、交通事業者や関係団体、自治体など関係
	者間の連携を強化し、地域が一体となって取り組む体制を構築する。
	・鉄道をはじめ公共交通の持続的な確保に向けて、利便性が高く快適な交通を実現し、利用促進につなげていく取組が不
具体的な	可欠であることから、公共交通機関相互の運行ダイヤの調整や等間隔化、一定エリア内の共通運賃制度の導入、チケット
施策の展	共通化、ICカードの普及啓発など、乗り継ぎに係る課題の把握と改善に向けた検討を進める。
肥束の展開	・駅や空港、港湾などの交通結節機能の強化や交通アクセスの整備により、利用しやすい交通ネットワークの構築を進める。
开	■地域を支える/人・地域を支える持続的なネットワークの構築
	Oまちづくりと連携した持続的な交通ネットワークの構築
	・人口減少・少子高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会をつくるためには、通勤・通
	学、買い物、医療、福祉など日常生活に必要な交通手段の維持・確保が必要であることから、利用者のニーズや将来のま
	ちづくりを見据えた最適な交通体系の構築に向けて、市町村と連携した取組を進める。
	・道の「北の住まいるタウン」などにおけるコンパクトなまちづくりや「道の駅」による拠点づくりの取組などと連携し、コミュニティの
	拠点と日常生活に必要な施設への交通ネットワークの構築に向けた取組を進める。

(8) 北海道交通政策総合指針〈重点戦略〉



1.5.3 本計画の関連計画

(1) 新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針

計画期間	平成 29(2017)年度以降のおおむね 10 年間
記載内容	■地域の生活・産業に必要な交通の確保
	・人口減少や高齢化の一層の進行など、本道の交通を取り巻く状況が大きく変化するなか、地域で安全・安心・豊かに生活
	することができるよう、地域の経済活動や通院・通学など、日常生活を支える鉄道やバス、離島航路・航空路といった地域
	交通の安定的・継続的な確保が求められており、国や地域、交通事業者等と連携した取組を展開していく必要がある。

(2) 第 11 次北海道交通安全計画

計画期間	令和 3 (2021)年度~令和 7 (2025)年度
	■道路交通の安全
	1 道路交通環境の整備
	・生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 など
	2 交通安全思想の普及徹底
	・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、交通安全に関する普及啓発活動の推進 など
	3 安全運転の確保
記載内容	・運転者教育の充実、安全運転管理の推進、交通労働災害の防止 など
	4 車両の安全性の確保
	・先進安全自動車(ASV)の普及促進、自動運転車の安全対策・活用の推進 など
	5 道路交通秩序の維持
	・交通の指導取締りの強化、適正かつ緻密な捜査の一層の推進 など
	6 救助・救急活動の充実
	・救助・救急体制の整備、救急医療体制の整備、救急関係機関の協力関係の確保 など
	7 被害者支援の充実と推進
	・損害賠償の請求についての援助、交通事故被害者支援の充実強化など
	8 研究開発及び調査研究の充実
	・道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進 など

(3) 第5期北海道観光のくにづくり行動計画

計画期間	令和 3 (2021)年度~令和 7(2025)年度
	■国際的に質や満足度の高い観光地づくり
	○地域的な偏在の解消
	・地域連携による広域観光周遊ルートの充実
	国内外からより多くの観光客に全道各地に訪れてもらうために、地域が持つ観光資源などを生かしながら、各地域が広域
	的に連携することによって相乗効果を高め、より魅力的な観光地づくりや JR、バス、道内航空路線等、多様な交通手段
司共市家	を活用した観光ルートづくりを促進。
記載内容	■世界水準の受入体制の整備・充実
	○満足度の高い受入体制の整備
	・幹線交通ネットワーク及び二次交通の整備促進
	本道では観光地が広域に分散しており、快適に旅行ができる環境整備を図るためには、主要観光地を結ぶ幹線交通ネ
	ットワークや空港・鉄道駅と主要観光地との間を結ぶ二次交通の整備、交通機関相互の円滑な接続など、連携強化に
	向けた取組を進める。

(4) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

計画期間	令和 2 (2020) 年決定、令和 12 (2030) 年の姿として策定
記載内容	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(通称「区域マスタープラン」)は、都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づ
	き、都市計画区域毎に都道府県が定める都市計画の総合的な方針。
	「区域マスタープラン」では、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための、
	都市計画区域における基本的な方針として、「市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分
	を定めるときはその方針」を定めるとともに、「都市計画の目標」及び「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に
	関する主要な都市計画の決定の方針」を定めるよう努めるものとされており、都市計画区域について定められる都市計画
	は、この方針に即したものとする。
	■範囲:帯広市・音更町・芽室町・幕別町の行政区域の一部
	■交通体系の整備の方針
	-自動車専用道路については、人的交流の活発化、物流の効率化及び防災機能強化等を図るため、都市間や空港及び
	 港湾等との広域的な高速交通ネットワークの形成を促進するとともに、主要幹線道路との連携により都市内交通とのアクセ
	」 ス機能を高める。
	^ · ·································
	化するため、本区域内の道路網の骨格となる4放射1環状の主要幹線道路を適正に配置し、整備拡充を促進する。
	-多様な都市活動を支え円滑な交通を確保するため、沿線の土地利用も勘案しながら生活拠点を連携する都市間線道
帯広圏都	- シャスの部では、かまり、からい、カー・シャスのでは、カー・シャン・シャン・シャン・シャン・シャン・シャン・シャン・シャン・シャン・シャン
市計画	
미미미	- 本と域のうち、帝広市及び自美町においては、「地域公共文通桐が成計画」を泉足し、八人の足時性の確保で来り掘さ 環境の改善等の検討を行うこととしており、本計画と連携して、公共交通の利便性を高め、効率的な公共交通網の形成を
	図るとともに、JR 帯広駅、芽室駅、幕別駅及び札内駅周辺では、駅前広場や駐車場等の機能の適正な維持や確保に努
	め、交通結節点機能の充実を図る。また、複数のバス路線が通過する帯広駅前のバスターミナルや生活拠点については、
	十勝圏内交通の交通結節点としての機能を充実し、利用環境の向上を図る。
	-交通体系における自転車の役割を拡大し、自転車の活用を推進するため、安全で快適に通行ができる自転車・歩行者
	道の整備を進める。
	-帯広市は、十勝地方の空の玄関口である帯広空港を有することから、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワー
	クの形成に努める。
	■範囲:新得町の行政区域の一部
	■交通体系の整備の方針
	-都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を
	進める。
新得都市	-多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
計画	-歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を
	進める。
	-公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
	-本区域の主要な産業である農業の生産物輸送やリゾート観光の需要に配慮した広域的な交通ネットワークの形成を図
	వె.
	■範囲:清水町の行政区域の一部
	■交通体系の整備の方針
	 -都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を
清水都市	
計画	~~~~。 -多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
пш	-歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を
	進める。
	^こ のです。 ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結筋点の整備を進める。
	- 公共文通の利用促進のために、石道の土地利用と建動した公共文通軸の形成で文通品即点の推開を進める。 ■範囲:大樹町の行政区域の一部
+_+±+±/n-+-	
大樹都市	■交通体系の整備の方針
計画	-都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を _{、4442}
	進める。

	-多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。 -歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を
	進める。
	-公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の機能強化に努める。
	-本区域の基幹産業である酪農業等の農業生産物の鮮度・品質を保持して輸送し、安定した農業経営を推進するため、
	農村部と市街地を結ぶ道路網の確立を図る。
	■範囲:広尾町の行政区域の一部
	■交通体系の整備の方針
	-都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支え、防災機能を強化する高速交通ネットワークの形成を図り、ア
	クセス道路の整備を進める。
広尾都市	-多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
計画	-歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を
	進める。
	-公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
	-本区域は、十勝地方の物流の拠点である重要港湾十勝港を有することから、物流の効率化と円滑な交通ネットワークの
	形成に努める。
	■範囲:池田町の行政区域の一部
	■交通体系の整備の方針
	-都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を
	進める。
池田都市	-多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
計画	-歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を
	進める。
	-公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
	-本区域は、個性あるふるさとき誇れるまちづくりを推進するため、特産であるワインのイメージを活用した景観に配慮した道
	路の整備を進める等、広域的な経済活動、交流と町内の円滑な移動環境をつくりだす道路網の形成を確立する。
	■範囲:本別町の行政区域の一部
	■交通体系の整備の方針
	-都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を 進める。
本別都市	進める。 -多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
計画	-多様な部門が到を文え、口角な自動単文通を確保するために、部門の自格となる部門内追路網の形成を進める。 -歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を
	一多行名で日報年の女主に大過な通行を確保するために、多行名で日報手又通の不列でラークの形成でパップラーでを進める。
	-公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
	-本区域は北海道横断自動車道の本別インターチェンジを有することから、広域交通の向上と円滑な交通ネットワークの形
	成に努める。
	■範囲:足寄町の行政区域の一部
	■交通体系の整備の方針
	-都市間や空港及び港湾等の広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進
	න් නි
	-多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
口字却士	-高齢者や障がい者等の歩行者及び自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワーク
足寄都市	の形成やバリアフリー化を進める。
計画	-公共交通の優位性、利便性を高め、土地利用と連動した効率的な公共交通軸の形成や利用を促進するとともに、交通
	結節点の整備を進める。
	-災害に際して円滑な避難、緊急輸送等が可能となるような交通ネットワークの構築に配慮するとともに、雪に強い道路整
	備に務める。
	-広域的な産業・生活・文化等の交流に対応し、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、北海道横断自動車道を
	有効に活用する。
浦幌都市	■範囲:浦幌町の行政区域の一部

計画

- ■交通体系の整備の方針
- -都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を 進める。
- -多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- -歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を 進める。
- -公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- -本区域は、帯広と釧路間の交通の主動線上に位置していることから、単なる通過だけではなく、まちに立ち寄りやすいよ
- う、来訪者にもわかりやすい道路網の形成に努める。

(5) 第3期十勝定住自立圏共生ビジョン

計画期間	令和 2(2020)年度~令和 6(2024)年度
将来像	この十勝の「強み」を最大限に活かし、19 市町村が農畜産物の高付加価値化や自然エネルギーの活用、観光の広域
	化、人口減少への対応などをすすめることで、十勝のさらなる発展と魅力の向上を図るとともに、保健・医療、福祉、教育、 地
	域公共交通など様々な分野で連携することにより、子どもからお年寄りまで、安全で安心して豊かに暮らせる社会を築きあ
	げ、誰もが住みたい、住み続けたいと思える十勝を目指す。
	1. 生活機能の強化に係る政策分野
	(1) 医 療 ①救急医療体制等の確保 ②地域医療体制の充実
	(2)福 祉 ①地域活動支援センターの広域利用の促進 ②保育所の広域入所の充実 ③高齢者の生活支援体
	制の構築
	(3)教 育 ①図書館の広域利用の促進 ②生涯学習の推進 ③スポーツ大会等の誘致
協定に基	(4)産業振興 ①農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進 ②フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の
づき推進	推進 ③企業誘致の推進 ④中小企業勤労者の福祉向上 ⑤広域観光の推進 ⑥産業振興と担い
する具体	手の育成
的取組	(5)環 境 ①地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築
	(6)防 災 ①地域防災体制の構築
	2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
	(1) 地域公共交通 ①地域公共交通の維持確保と利用促進
	(2) 地産地消 ①地産地消の推進
	(3) 移住・交流の促進 ①移住・交流の促進

(6) 音更町地域公共交通計画

_	
計画期間	令和 5(2023)年度~令和 9(2027)年度
基本方針	【基本理念】
	町民の思いをつないだ公共交通ネットワークがつくる住みよいまち おとふけ
	【基本方針】
	基本方針1:町民の移動ニーズに即した公共交通の利便性の向上
	基本方針2:散居形態にある農村部居住者の町内移動を支援する生活交通の維持と利便性の向上
	基本方針3:地域公共交通の利用促進に向けた町民の意識醸成
	基本方針4:町民の広域的な移動を支援する地域間幹線系統の維持
	基本方針1:町民の移動ニーズに即した公共交通の利便性の向上
	施策① コミュニティバスの利便性向上
	施策② 高校生の通学に係る移動手段の利便性向上の検討
	施策③「道の駅おとふけ」への移動手段の充実に向けた検討
	施策④ より利便性の高い新たな移動手段に係る導入可能性の検討
施策	基本方針2:散居形態にある農村部居住者の町内移動を支援する生活交通の維持と利便性の向上
心來	施策⑤ 農村部と市街地を結ぶ移動手段の継続的な運行
	基本方針3:地域公共交通の利用促進に向けた町民の意識醸成
	施策⑥ 町民に対するわかりやすい情報提供の推進
	施策⑦ 公共交通の利用につながるきっかけづくり
	基本方針4:町民の広域的な移動を支援する地域間幹線系統の維持
	施策⑧ 町民の広域的な移動の確保に向けた地域間幹線系統の維持

(7) 上士幌町地域公共交通計画

=1#088	△和 o (0004) 左座
計画期間	令和 3(2021)年度~令和 7(2025)年度
基本方針	元気まち上士幌を支え、町民のおでかけ・人と人とのつながりを創る公共交通網の構築
	方向性① 利便性の高い町内交通の実現〜町民のおでかけの促進〜
	事業① 利用者意向を踏まえた市街地循環バスの運行 事業② 農村部生活交通の検討
	事業③ 町内交通間や広域交通への接続性の確保 事業④ モビリティシステム(ICT 技術)の発展への対応
	方向性② 多様なモビリティを活用した町内滞在者への支援
	事業⑤ バス交通やタクシー、カーシェア、シェアサイクル等の多様なモビリティを組み合せた町内滞在者への支援
	事業⑥ モビリティシステム(ICT 技術)の発展への対応
施策	方向性③ 地域活性化に寄与する利用促進策の展開
心 來	事業⑦ 町内を運行する全てのモビリティを網羅した公共交通マップの作成
	事業⑧ 乗り方教室や試乗会、利活用ワークショップの実施
	事業⑨ 町民等が利用したくなる運行形態及び運賃施策の検討・実施
	事業⑩ その他上士幌町で住み続けたいと思える生活行動と公共交通が連携した仕組みづくり(貨客混載や住民共同
	経営による夜間タクシー等)
	方向性④ 持続的な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化
	事業⑪ 上士幌町地域公共交通活性化協議会の機能強化

(8) 更別村地域公共交通網形成計画(更別村スマート定住化計画)

計画期間	令和 2(2020)年度~令和 6(2024)年度
基本方針	【基本理念】
	1. 全世代が生涯にわたり「住み続けたい」と思える交通体系の構築
	2. ICT技術の活用により生産と生活基盤が両立し、安心して暮らせる村・さらべつの実現
	【基本方針】
	基本方針 1:移動利便性向上に資する村内公共交通の再編
	基本方針 2: 広域交通の維持に向けた村内交通との連携
	基本方針 3:新たな交通体系の周知と利用拡大に向けた各種事業の実施・検討
	基本方針 1:移動利便性向上に資する村内公共交通の再編
	施策①:市街地における村民バスの路線再編
	施策②:農村部における予約運行型タクシーの導入
	施策③:村民の移動ニーズ・生活実態に即した村内公共交通の運行時刻の見直し
	基本方針 2: 広域交通の維持に向けた村内交通との連携
施策	施策④:村内交通と広域交通との乗継利便性向上
ル東	基本方針 3:新たな交通体系の周知と利用拡大に向けた各種事業の実施・検討
	施策⑤:交通および買い物に係るアプリ・システム開発
	施策⑥:村内公共交通網再編に伴う周知機会の充実
	施策⑦:住民意見の聴取を目的とした意見交換会の実施
	施策⑧:農村部における移動困難者に対する運賃助成の導入
	施策⑨:買い物利便性向上に向けた貨客混載の導入

(9) 大樹町地域公共交通計画

7 1 12 2	
計画期間	令和 3(2021)年度~令和 7(2025)年度
基本方針	【基本方針】 町民の暮らしと明日を彩る生活移動の確保に向けた公共交通網の構築
	【目 標】
	目標 1:町内で安心して暮らし続けるための生活移動の利便性向上に資する公共交通の導入
全个ノノエ	目標2:町内外への移動の足の利便性向上に向けた交通拠点の機能強化
	目標3:町民の公共交通への意識醸成や利用したいと思える利用促進策の展開
	目標4:持続可能な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化
	目標 1:町内で安心して暮らし続けるための生活移動の利便性向上に資する公共交通の導入
	施策①:市街地の各種生活利便施設を回遊する市街地循環バスの運行
	施策②:農村部におけるふれあいバス等の各種モビリティの統合・高度化
	施策③:自動運転技術等の先進技術への対応
	目標2:町内外への移動の足の利便性向上に向けた交通拠点の機能強化
	施策④:道の駅における交通拠点機能の強化
	目標3:町民の公共交通への意識醸成や利用したいと思える利用促進策の展開
施策	施策⑤:町内を運行する全ての公共交通を網羅した公共交通マップの作成・配布
	施策⑥:全町民を対象とした公共交通乗り方教室や試乗会の実施
	施策⑦:町民とともに検討し続ける公共交通利活用 WS の開催
	施策⑧:町民等が利用したくなる運賃施策の検討・実施
	施策⑨:町内小中学生を対象とした町内公共交通を考える機会の創出
	施策⑩:その他、大樹町に住み続けるために必要となる各種交通施策の実施・継続
	目標4:持続可能な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化
	施策①: 大樹町地域公共交通会議の機能強化

自治体名	地域公共交通計画の策定状況 (地域公共交通網形成計画も含む)	今後の策定予定等
帯広市	帯広市地域公共交通網形成計画	令和 5(2023)年度:
	(平成 29(2017)年度~令和 3(2021)年度)	地域公共交通計画策定予定
音更町	音更町地域公共交通計画	
	(令和 5(2023)年度~令和 9(2027)年度)	
士幌町		
上士幌町	上士幌町地域公共交通計画	
	(令和 3(2021)年度~令和 7(2025)年度)	
鹿追町		
新得町		令和 5(2023)年度:
		地域公共交通計画策定予定
清水町		
芽室町		令和 5(2023)年度:
		地域公共交通計画策定予定
中札内村		
更別村	更別村地域公共交通網形成計画	
	(令和 2(2020)年度~令和 6(2024)年度) 	
大樹町	大樹町地域公共交通計画	
	(令和 3(2021)年度~令和 7(2025)年度) 	
広尾町		
幕別町		令和 5(2023)年度:
		地域公共交通計画策定予定
池田町		令和 5(2023)年度:
		地域公共交通計画策定予定
豊頃町		
本別町		令和 5(2023)年度:
		地域公共交通計画策定予定
足寄町		令和 5(2023)年度:
(表史ii 四寸		地域公共交通計画策定予定
陸別町 		
浦幌町		